

平成20年1月30日

我が国法制度整備支援に関する基本的考え方 (第13回海外経済協力会議合意事項)

1. 法制度整備支援の意義

法制度整備支援は、自由、民主主義等普遍的価値観の共有による途上国への法の支配の定着、途上国の持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、我が国の経験・制度の共有と我が国との経済連携強化の点で大きな意義を有する支援であり、海外経済協力の重要分野の一つとして、戦略的に進めていくべきである。

2. 我が国の法制度整備支援の重点支援地域、分野及び支援方法等

(1) 重点地域

我が国の外交・経済上の国益や実施可能性及び効果(相手国側のニーズ、受け入れ体制等)を踏まえ、東アジア(東南アジアを含む)及び中央アジアから重点国を選定する。また、それ以外のアフリカ等においても我が国の外交政策等の視点から国造りの上での支援の需要をくみ取っていく。

(2) 重点分野

基本法分野に加え、国内のニーズを踏まえ、国益への影響が大きい経済法分野も重点分野とする。

(3) 支援方法

我が国支援の特色である手厚い支援を継続しつつ、ニーズに応じた柔軟で多様な支援を実施する。また、調和した法制度整備を目指し、他ドナーとの連携強化を図るとともに、被支援国の体系的な政策改善への取組みを推進する。

(4) 外交との緊密な連携による情報発信等

首脳・閣僚外交、東アジアサミット、ASEAN+3 等の場等を活用し、我が国支援の積極的な情報発信等を行っていく。

3. 法制度整備支援の企画・実施体制及び基本計画の策定

(1) 政府内体制

- ① 法制度整備支援の司令塔として、海外経済協力会議で法務大臣の参加の下に法制度整備支援に関する我が国の基本的戦略を議論する。
- ② 上記の基本的戦略に基づく支援実施の中心的役割を担う省庁(外務、法務、経済産業、財務、内閣官房)により、企画・実施体制の中核として局長級の会議を設置し、関係省庁・機関との連携を図る。

(2) 基本計画の作成

- ① 上記局長級会議が中心となり、関係省庁との連携の下、対象国、分野、支援方法、実施時期及び今後のニーズ発掘等に関する基本計画を作成する。
- ② 基本計画の作成にあたっては、主要省庁が中心となり重点支援地域へのニーズ調査ミッションを必要に応じて派遣するとともに、日弁連や経済団体等関連団体と連携を図る。

4. 法制度整備支援に関する人材の活用と育成

(1) 法曹三者を中心に、多様な人材投入を可能にする環境整備の推進

- ① 法曹三者は、基本法支援に加え、経済法の運用面での支援等においても重要な役割を果たす人材基盤の中心であり、積極的な人材投入が可能となるよう、相互連携を強化し、派遣環境の整備を図る。
 - i. 裁判官、検事：定員・予算面での制約を踏まえ、柔軟な派遣期間の設定や国内支援体制への積極的貢献について検討する。
 - ii. 弁護士：弁護士会との連携を強化し、支援への円滑な参加を確保するため、国際司法支援活動弁護士登録制度の積極的活用等環境面の整備を推進する。
- ② 裁判所書記官、執行官等裁判実務や法執行実務の専門的知見を有する者の派遣も検討する。
- ③ 経済法等具体的な専門的知識が求められる分野の支援において、学者、実務経験を有する所管省庁の人材等の積極的活用を推進する。

(2) 人材育成の強化

支援に必要な能力を備えた人材を養成すべく、法制度整備支援に熱心な大学等との連携の下、法制度整備支援に関する講座(例：留学生に対する日本法制度に関する講座等)の設置を推進する。

(以上)